

精神保健福祉法の改正について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が
令和 4 年 1 2 月 1 0 日に可決・成立

令和 6 年 4 月 1 日（一部は令和 5 年 4 月 1 日）より施行予定

① 医療保護入院等の見直し

（令和 5 年 4 月 1 日より施行済み）

- ・ 入院措置を行う理由について書面で告知（措置入院についても同様）
- ・ 患者に対し、虐待・DV を行った者（またはそれに準ずる者）は「家族等」に含まない

（令和 6 年 4 月 1 日より施行予定）

- ・ 医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き
- ・ 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取り扱い
- ・ 措置入院時の入院必要性に係る審査

② 入院者訪問支援事業の創設

- ・主に市町村長同意による医療保護入院者等のうち希望者を対象に、都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う事業を創設し、外部との面会交流の機会を確保する。

③ 虐待防止に向けた取組の一層の推進

- ・精神科病院での虐待防止等のための措置の実施を精神科病院の管理者に義務付け
- ・虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化
 - （虐待対応窓口の設置、運用について
 - 虐待通報者の権利擁護
 - 都道府県等による管理監督の権限行使 等

④ 精神保健に関する相談支援体制の整備

- ・ 精神障がいの有無や程度にかかわらず実情に応じた包括的な支援の確保
- ・ 都道府県市町村が行う相談対象者として「精神保健に関する課題を抱える者」を追加（※）
- ・ 守秘義務を前提とした都道府県市町村の関係機関の協議の開催
- ・ 都道府県と市町村との協力体制の確保

（※）本市ではこれまでも「精神保健に関する課題を抱える者」も相談対象としており、今後も引き続き、各区保健福祉センターにおいて相談に対応します。